

(別紙)

設置対象施設に関する要件

1. 熱出力が5 kW以下のガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号のいずれかを満たすこと。

- (1)床暖房等の温水端末が設置されていること。
- (2)設置対象施設の熱負荷が年間23,000MJ以上あること。

2. 熱出力が5 kWを超え15 kW以下のガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号のいずれかを満たすこと。

(1)施設分類毎に右の要件を満たすこと。

| 施設分類 | 設置対象施設に関する要件 |
|----------|-------------------------|
| ホテル・宿泊施設 | 客室11室以上 |
| 飲食店 | 客席数14席以上 又は食堂+厨房面積21㎡以上 |
| 病院・診療所 | ベット数11床以上又は延床面積530㎡以上 |
| 銭湯・健康ランド | カラン個数3個以上 |
| 老人保健施設 | 居室延床面積35㎡以上 |
| スポーツ施設 | シャワー4個以上 |

(2)設置対象施設の熱負荷が年間92,000MJ以上あること。

3. 熱出力が15 kWを超えるガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号のいずれかを満たすこと。

(1)施設分類毎に右の要件を満たすこと。

| 施設分類 | 設置対象施設に関する要件 |
|----------|-------------------------|
| ホテル・宿泊施設 | 客室17室以上 |
| 飲食店 | 客席数22席以上 又は食堂+厨房面積33㎡以上 |
| 病院・診療所 | ベット数17床以上又は延床面積830㎡以上 |
| 銭湯・健康ランド | カラン個数4個以上 |
| 老人保健施設 | 居室延床面積55㎡以上 |
| スポーツ施設 | シャワー7個以上 |

(2)設置対象施設の熱負荷が年間138,000MJ以上あること。

注1:上記1~3の給湯もしくは暖房設備要件は、いずれも補助対象給湯器を熱源とするものであること。

注2:同一施設において複数台のガスエンジン給湯器を設置する場合には、「各ガスエンジン給湯器の設置対象施設要件の総和」を、対象施設の要件とする。

注3:熱負荷を用いる場合は、要件に相当する熱負荷であることを証する計算根拠を提出すること。